

# 健康福祉部

## 福祉環境委員会

### 【所管関係資料】

2月7日提出

# 目 次

## ◎所管事項関係

1	健康福祉部所管の計画等（案）の概要について	
	・ 第2期秋田県再犯防止推進計画（地域・家庭福祉課）	3
	・ 第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（地域・家庭福祉課）	6
	・ 第4期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（地域・家庭福祉課）	10
	・ 秋田県社会的養育推進計画（地域・家庭福祉課）	13
	・ 地方独立行政法人秋田県立療育機構 第4期中期計画（障害福祉課）	16
	・ 秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（保健・疾病対策課）	30
2	南部老人福祉総合エリア養護老人ホームの廃止について（長寿社会課）	32
3	秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会の検討状況について（障害福祉課）	33

# 第2期秋田県再犯防止推進計画（案）の概要について

地域・家庭福祉課

## 計画策定の趣旨

国は平成29年12月に「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定した。

本県においては、令和2年度に「秋田県再犯防止推進計画」を策定し、これに基づく施策を計画的に実施してきたが、再犯者率が依然として高い値となっていることから、第一期推進計画の成果と今後の課題を踏まえ、再犯防止体制を総合的かつ計画的に確保するために県が取り組む事項等を定めた「第二期秋田県再犯防止推進計画」を策定する。

## 計画策定の目的

円滑な社会復帰に資する社会資源を整理・活用することで、再犯を防止するとともに、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

## 計画の位置付け等

- 計画の位置付け 再犯防止推進法第8条に基づく県計画
- 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

## 計画の対象者

- 執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者
- 不起訴処分となった者等で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする者

## 県を取り巻く再犯の現状と課題

### ◆役割の明確化と連携強化

- ・全国的に刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は依然として50%近くで高止まりの状況。
- ・出所後に福祉サービスを必要とする者が多いため、地域包括支援センター等の福祉サービスと司法の連携が重要。
- ・本人が希望しない、双方が情報を持っていない等様々な要因により、適切なサービスへつながっていない例があるため、さらなる連携強化が必要である。
- ・国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割の明確化や、民間協力者等との連携強化等が課題。

### ◆就労と住居の問題

- ・就労を望んでいながらも高齢のために就職が叶わない者もあり、福祉サービスや居場所の提供が必要になることから、保健医療・福祉関係機関との連携強化が重要。
- ・刑務所内での職業指導だけでなく、出所後の就職説明会や技能研修等への参加がスムーズに行えるような周知やサポート体制が必要。
- ・全国的に協力雇用主は登録数に対して実働している雇用主数が少ないという現状があり、本県においても大きな課題。

### ◆薬物事犯と非行の防止

- ・県における薬物事犯の検挙者数は令和5年が30人（令和元年と同数）。
- ・少年の再犯者数も毎年一定数おり、学校と連携した薬物の危険性についての学習機会や、スクールソーシャルワーカー等による相談支援を、継続して行っていく必要がある。

### ◆民間団体との協力関係

- ・本県で設置している相談窓口や、保護観察所に行っている地域援助を活用してもらうため、一層の周知が重要。
- ・地域の保護司やボランティア団体と協力して、相談があったときに受け入れられる体制の構築が必要。
- ・市町村が民間ボランティアや関係機関と情報を共有することで、必要な支援がスムーズに行われることが期待できる。

## 数値目標

	指 標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
①	刑法犯検挙者のうちの再犯者数20%以上の減	人	432	345
②	社会を明るくする運動参加人数	人	4,270	5,000
③	地方再犯防止推進計画（市町村計画）策定済み市町村数	市町村	14	25
④	実際に雇用している協力雇用主	社	7	10

## 支援施策の展開

### (1) 国・県・民間団体による連携体制の強化

- 再犯防止推進協議会の運営
- 市町村及び福祉関係者等への広報啓発
- 市町村の再犯防止担当者等を対象とした研修や会議の実施

#### <新規>

- メーリングリストを活用した情報共有機会の確保
- 再犯防止や権利擁護に関する支援窓口等の一覧化及び情報提供

### (2) 就労と居場所の確保による支援

- 生活困窮者や障害者への就労・生活支援
- 協力雇用主への入札参加資格審査における加点
- 暴力団離脱者の支援
- 就労トライアルや技能向上研修等の実施

#### <新規>

- 「自立準備ホーム」の制度周知
- 「協力雇用主」の制度周知

### (3) 保健医療・福祉サービスの提供による支援

- 矯正施設出所者への福祉的支援（県定着支援センター）
- 薬物依存症の相談支援
- 依存離脱プログラムの実施

#### <新規>

- 地域包括支援センター等の福祉機関と司法機関の連携強化

### (4) 学校と連携した修学支援と非行防止等の推進

- 農作業体験やスポーツ交流、調理体験等を通じた立ち直り支援
- 青少年健全育成運動の推進
- 地域若者サポートステーションを中心とした就業等支援
- スクールカウンセラー及びエリアカウンセラーによる相談体制の充実

### (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- 社会を明るくする運動の推進
- 見守り支援ボランティアへの活動支援
- 退職者等への保護司等の広報活動

#### <新規>

- 民間ボランティア等との情報共有機会の確保
- 大学生ボランティアサークル等との協力関係の構築

### (6) 直接的な支援の推進

- 精神保健福祉相談、依存症等の各種相談支援の実施
- 再犯防止相談支援窓口の運営

#### <新規>

- 刑務所出所者への、県・国で開設する相談窓口に関する案内等の配布

# 第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（案）の概要について

地域・家庭福祉課

## 【策定の趣旨】

- 女性の抱える問題が複雑化していることを踏まえ、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性（困難女性）の支援を行い、人権の擁護を図るとともに男女平等の実現を図る。
- 関係機関の支援体制の強化や民間団体等との連携に力を入れ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に行う。

## 【計画の位置付け】

- 困難女性支援法に基づく県計画
  - 配偶者暴力防止法に基づく県計画
- 【計画期間】
- 令和7年度から11年度までの5年間

## 困難女性・DV被害者等を取り巻く現状と課題

※秋田県女性相談支援センターの統計及びアンケート調査による。

### 多様な課題について

- 女性相談に占める暴力被害の割合は高い
- 暴力以外にも、離婚問題、精神的問題、家族・親族の問題など相談内容が複雑化
- 若年層における性被害やDV被害等の認識不足

### 相談・対応等について

- 外国人、障害者、高齢者等への相談対応の困難さ
- 相談窓口や、支援機関・団体・施設等に関する周知、認識の不十分さ
- 一時保護を必要とする女性のニーズの変化への対応

### 自立の支援について

- 精神的な課題、社会的な孤立等、自立が困難な女性の増加
- 一時保護所や施設から退所した後の生活についての不安（住居、経済面、子育て等）
- 自立支援にかける人員や時間の不足

### 支援体制の充実について

- 関係機関・団体間での情報共有が不十分
- 民間団体との連携や、支援の不足
- 専門的な知識の習得等、支援員の専門性向上につながる機会の不足

## 計画推進に当たっての基本姿勢・役割分担

### ○県の基本姿勢

困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を広く効果的に進めていくため、地域における支援の充実や関係機関・団体との連携を図るほか、広報・普及啓発に力を入れる。

また、効率的な施策の推進のため、制度の弾力的な運用や創意工夫に最大限取り組む。

### ○市町村の役割

住民に最も身近な自治体として、支援の始まりとなる相談機能を果たしながら、幅広い部署による主体的な支援を担うこととなる。

### ○民間団体の役割

その特色である柔軟性や、蓄積されてきた知見や経験等を活かし、行政機関との連携の中で相互に補完しあいながら支援を実施していくことが求められる。

### ○県民及び職務関係者の役割

計画の趣旨を踏まえ、DV及び困難な問題を抱える女性についての関心と理解を深めながら、行政との連携による取組が期待される。

## 数値目標

指標		単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
①	連携・協働する民間団体の数	団体	0	1以上
②	一時保護の終了者に対する、アフターケアの実施数	人	—	必要とする方全て
③	女性相談員を配置する市町村数	市町村	1	13
④	困難女性支援法に基づく市町村基本計画を策定した市町村数	市町村	0	25

## 基本目標と施策①

### 基本目標Ⅰ 教育及び周知啓発の推進

- 困難な問題を抱える女性等の社会的認知度の向上
- DV防止キャンペーン等による啓発・広報等の強化
- 中高校生や大学生等に対する人権教育やデートDV等の普及啓発
- 教員に対する研修や教育体制の充実

#### 主な取組例

- ・ 困難女性支援法及び困難な問題を抱える女性に関する県民への周知
- ・ 「許さない。DV」キャンペーンの実施
- ・ 若年層に対する困難な問題の啓発
- ・ デートDV予防ハイスクール・セミナー
- ・ 教育相談活動の充実

### 基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

- 会議・研修等による相談・支援体制の強化
- 外国人、障害者、高齢者への相談・支援の充実
- 支援機関・団体・施設等の認知・理解の促進
- 利用しやすい一時保護の体制づくり
- 民間団体との協働による一時保護体制の強化

#### 主な取組例

- ・ 民間団体を含む関係機関が参画する支援調整会議の設置
- ・ 外国人相談センターによる相談業務の実施
- ・ 地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の支援
- ・ 一時保護の対応拡充の検討
- ・ より効果的な一時保護委託事業の実施

## 基本目標と施策②

### 基本目標Ⅲ 自立支援の強化

- 保護命令や離婚調停等司法手続きに関する支援
- 女性相談支援センターの心理担当職員や精神保健福祉相談等によるメンタルヘルスケアの実施
- 住宅確保や就業等の生活安定に向けた支援
- 退所後のアフターケアを十分に行える体制の整備

#### 主な取組例

- ・司法手続きについての情報提供及び同行
- ・心理担当職員の配置
- ・母子生活支援施設等への入所
- ・公共職業安定所に関する情報提供・周知
- ・女性相談支援センターにおけるアフターケア実施体制の整備

### 基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と支援者の専門性向上

- 市町村等と連携した取組の推進
- 支援調整会議等を通じた関係機関との協力体制の構築
- 女性相談員等担当職員の専門性向上と処遇改善
- 民間団体との協働による、対象者の状況に応じた支援体制の確立

#### 主な取組例

- ・関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築
- ・市町村における女性相談員の設置の促進
- ・市町村担当者研修
- ・女性相談員等のスキルアップ
- ・民間団体の支援

# 第4期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（案）の概要について

地域・家庭福祉課

## ○計画策定の趣旨

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、収入やこどもの養育の面で困難に直面することが多いことから、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的に計画を策定する。

## ○計画の位置付け

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく県の自立促進計画

## ○計画期間

令和7年度～11年度（5年間）

## ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

「令和6年度秋田県ひとり親家庭等実態調査」等による。

- 放課後児童クラブ数の増加、病児・病後児保育事業の実施施設数の増加といった子育て・生活支援が充実してきているものの、教育・進学への悩みは、母子世帯で58.4%、父子世帯で54.3%と、こどもに関する悩みの中では最も多い。
- 常用雇用者の割合は、令和元年度と令和6年度を比較し、母子世帯が58.6%から60.4%、父子世帯が76.1%から77.5%と共に上昇し、就労収入についても総じて上昇しているものの、特に母子世帯は父子世帯と比較して臨時・パートで就業している割合が高く、収入が低い傾向にある。また、就職に有利な資格を取得するための支援制度等の実績が低調である。
- 母子世帯の43.8%が、「相手に支払う意思や能力がないと思った」等の理由から、養育費に関する取り決めをしていない。また、継続的に養育費を受け取ることができている世帯は37.5%にとどまっている。
- 母子世帯の61.8%が、「離婚した相手と関わりたくない」等の理由から、離婚後の親子交流（面会交流）について取り決めがされていない。
- 幼児教育・保育の無償化や保育料助成といった経済的支援が充実してきているものの、こどもの高校や大学への進学は経済的に苦しいひとり親家庭等にとって大きな悩みとなっている。
- 母子及び父子世帯では、さらなる経済支援のほか、養育費の確保や就労、資格取得に関する支援の実施を求める声が多いものの、一部事業や相談窓口について認知度が低いものが見られる。

## 支援施策の展開（１）

### 1 子育て・生活支援の充実

- 多様な保育サービスの提供、公営住宅入居に対する配慮等による子育てと就業の両立
  - ・ひとり親家庭に対し選考指数を高く設定する保育所優先入所の推進
  - ・休日保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後時保育事業の充実
  - ・放課後児童クラブの利用促進
  - ・就職活動や病気等で家事・育児に困った際に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業の実施
  - ・当選確率を2倍に引き上げる公営住宅の優遇入居の実施
- こども食堂等による貧困の世代間連鎖の解消に向けた取組の推進
  - ・市町村に対する学習支援事業実施の働きかけ
  - ・市町村やあきた子ども応援ネットワーク等と連携し、こども食堂やフードバンク等の事業を行う民間団体の活動を支援

### 2 就業支援の推進

#### 重点的に取り組む事項

- ひとり親家庭就業・自立支援センター（以下、センター）による就業情報の提供
  - ・センターにおいて就業に関する相談に応じるほか、就業支援バンクに登録した人に対し個別に求人情報を提供
  - ・介護職員初任者研修、パソコン講習会等の就業支援講習会を、形式・内容を工夫し実施
- 資格取得、職業訓練等に対する支援（拡充）
  - ・職業能力開発のための教育訓練給付講座を受講した場合、受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金の利活用拡大のための周知強化
  - ・資格取得を目的とし長期間養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費及び終了支援給付金を支給する高等職業訓練促進給付金の利活用拡大のための周知強化

## 支援施策の展開（2）

### 3 養育費確保の推進

重点的に取り組む事項

- 養育費に関する弁護士相談や法的手続き費用に関する助成等
  - ・効果的な広報・啓発及び情報提供による、養育費の取り決めの重要性についての周知徹底
  - ・センターによる弁護士相談の実施及び福祉事務所とセンターと連携した相談対応の強化
  - ・養育費の取り決め・確保の手続きに要する費用の補助制度の実施及び制度周知の強化
- 親子交流（面会交流）に対する支援の検討（新規）
  - ・ひとり親家庭等の親や関係機関の意見を聴き、親子交流（面会交流）に対する支援を検討

### 4 経済的支援の実施

- 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の活用推進
  - ・各種経済的支援の活用推進のため、制度に関する積極的な情報提供及び適切な事業の実施

### 5 相談体制の充実

重点的に取り組む事項

- 母子・父子自立支援員、家庭相談員に対する情報共有及びスキルアップ研修（拡充）
  - ・他機関との連携に主眼を置いた研修の実施
  - ・メールのほか、平日夜間や休日の相談など柔軟な相談対応の実施
- 既存事業の利活用拡大のためのSNS等を活用した情報発信（拡充）
  - ・「ひとり親家庭のしおり」による情報提供の推進
  - ・HP、ウェブ広告、SNS等多様な媒体による情報発信の強化

## 数値目標（案）

指標	単位	前計画策定時 (R元年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
母子世帯の年収240万円以上の世帯の割合	%	17.1	28.4	38.4
母子世帯の養育費受領率	%	35.1	37.5	40.0

# 秋田県社会的養育推進計画（案）の概要について

地域・家庭福祉課

## 1 策定趣旨及び基本理念等

- 《策定趣旨》 令和4年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたため、現行計画（令和2年度～令和11年度）の見直しを行い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「秋田県社会的養育推進計画」を策定
- 《基本理念》 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障されること
- 《基本方針》 家庭養育優先原則の徹底とこどもの権利擁護

## 2 現計画の主な取組状況

### 《令和6年度の目標値に対する令和5年度末時点の実績値等》

#### ●当事者であるこどもの権利擁護の取組

##### (1) 定期的なアンケート実施施設数

【目標：R6】4か所 【実績：R5】4か所  
・各児童養護施設においてアンケートを実施

#### ●市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

##### (1) 子ども家庭総合支援拠点実施数

【目標：R6】25市町村 【実績：R5】12市町村

##### (2) 子育て世代包括支援センター実施数

【目標：R6】25市町村 【実績：R5】25市町村

※「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法に伴い、「こども家庭センター」に移行。

#### ●代替養育が必要な児童数

##### (1) 代替養育が必要な児童の推移

【R2】204人【R3】198人【R4】218人【R5】213人  
（【推計：R6】177人）

#### ●里親等への委託の推進に向けた取組

##### (1) 里親委託率

【目標：R6】26.0% 【実績：R5】25.4%  
・各種取組の結果、徐々に里親委託率は上昇

#### ●施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換に向けた取組

##### (1) 多機能化した児童養護施設数

【目標：R6】4施設 【実績：R5】4施設

#### ●一時保護改革に向けた取組

##### (1) 一時保護専用施設の設置数

【目標：R6】2か所 【実績：R5】0か所  
※R6年度に1か所設置済

#### ●児童相談所の強化等に向けた取組

##### (1) 児童相談所の児童福祉司数

【目標：R6】国基準 ⇒ 【実績：R5】39人（国基準は38人）

### 3 計画の主な内容

#### ●当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

- (1) こどもの権利擁護に係る環境の整備
- (2) 里親委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等における意見聴取
- (3) こどもの意見表明等支援事業の創出

- ・ こどもの権利擁護に関する研修等の実施によるこどもの権利擁護の理解醸成
- ・ 対話による意見聴取などのこれまでの取組に加え、意見表明等支援事業を早期に実施

#### ●市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- (1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組
- (2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組
- (3) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

- ・ こども家庭センターの全市町村設置に向け、市町村への支援や連携強化
- ・ 家庭支援事業等の情報提供や整備に向けた施設との協議
- ・ 既存の児童家庭支援センターの機能強化や、県南部、県北部の設置について引き続き検討

#### ●各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- (1) 近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえた時点修正

《代替養育を必要とするこども数》  
【R7～R11推計値】各年度209人

#### ●一時保護改革に向けた取組

- (1) 一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備
- (2) 委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・育成

- ・ 一時保護職員の研修受講等による資質の向上
- ・ 里親登録前研修による一時保護委託の理解や養育力の向上

#### ●里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等
- (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 里親委託率の目標達成に向け、里親支援センターの早期設置など、里親支援基盤の充実

#### ●施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 良好な家庭的環境の整備に向けた施設との継続的な協議の実施による地域分散化等の推進

#### ●社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
- (2) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

- ・ 社会的養護経験者の実態把握やニーズ調査による事業の検討、ライフステージに合わせた相談援助の継続

#### 4 主な目標値等

項目	現状 (令和5年度) (現計画における実績)	計画初年度 (令和7年度)	計画最終年度 (令和11年度)	備考
意見表明等意見支援事業を利用可能な子ども 人数及び割合	—	利用可能なこどものうち 30%	利用可能なこどものうち 100%	
こども家庭センターの設置数	11市町村	19市町村	25市町村	現状は、令和6 年4月現在
児童家庭支援センターの設置数	1施設	1施設	1施設	県中央部に設置
		県南部、県北部の設置について引き続き検討		
特定妊産婦等への支援に関する職員等に対 する研修の実施回数、受講者数	—	全市町村で1名以上が1回受講		
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、 受講者数	—	2回 10人	2回 10人	
第三者評価を実施している一時保護施設数	0施設	1施設	1施設	3年に1回実施
親への相談支援等に関する児童相談所職員に 対する研修の実施回数、受講者数	—	2回 20人	2回 20人	
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2件	5件	5件	
里親委託率：全体 (①3歳未満、②3歳以上～就学前、③学童 期以降)	25.4%	32.1% (①31.3%) (②44.8%) (③29.9%)	55.5% (①75.0%) (②75.9%) (③50.0%)	年度末現在
小規模かつ地域分散化した施設数	0施設	1施設	2施設	
児童自立生活援助事業の実施か所数	3か所	6か所	7か所	
児童相談所の児童福祉司の配置数	39人	国の配置基準以上		

1. 中期計画（案）の主な取組内容

第2-1 質の高い療育の提供

- (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
  - 各診療科連携による総合的な医療の提供
  - 入所の肢体不自由児及び重症心身障害児に対する療育の提供
  - 在宅の肢体不自由児及び知的障害児に対する通園指導・地域の保育所等訪問指導等の中核機能強化
  - 在宅の重症心身障害者及び保護者に対する送迎による通所の実施及び家庭での療育に関する助言
  - 短期入所事業及び日中一時支援事業の需要への対応
  - 入所及び在宅の障害児に対するリハビリテーションの充実
  - 関係機関との連携による成人期移行支援
  - 専門的な調査研究の実施

【計画値（令和11年度）】 外来受診者数 34,000件  
 【計画値（毎年度）】 地域療育のための研修会 1回  
 【計画値（令和11年度）】 リハビリテーション件数 25,000件

(2) 療育従事者の確保・育成

- 労働環境の改善、情報発信、就職説明会への参加などによる人材確保
- 指導體制の充実及び機構内外で実施する研修会への積極的な参加による専門知識の習得、専門性の向上を図る体制の充実

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

- 快適な療養のための環境の整備、ホスピタリティの向上
- 質の高い療育サービスを提供するための第三者機関による評価の受審

【計画値（毎年度）】 患者満足度調査実施回数 1回

(4) より安心して信頼される療育の提供

- 医療安全対策、院内感染対策及び情報セキュリティ対策の徹底

【計画値（毎年度）】 医療安全対策全体研修実施回数 2回  
 【計画値（毎年度）】 院内感染対策全体研修実施回数 2回

- 虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施

第2-2 地域療育への貢献

- 市町村、福祉・教育機関等、地域の障害児等療育施設との連携強化による地域の療育体制の支援
- 地域療育医療拠点施設等医療機関との連携強化

【計画値（毎年度）】 地域療育医療拠点施設とのカンファレンス 3回  
 【計画値（毎年度）】 他機関とのカンファレンス 2回

- 地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣
- 養成機関等からの実習及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れ

第2-3 ライフステージに応じた総合相談

- 家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談への教育機関等関係機関と連携した対応及び各種サービス情報の提供や利用までのバックアップ
- 児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス利用希望者の支援

第2-4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

- 県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターの運営及び地域の関係機関との連携による総合的な支援

【計画値（毎年度）】 秋田県発達障害者支援センター及び秋田県医療的ケア児支援センターによる普及啓発事業・研修会の開催 各6回

第2-5 個人情報情報の適切な管理

- 個人情報情報の安全管理措置の実施及び組織的な情報管理体制の強化

第3-1 効率的な運営体制の構築

- 経営改革の推進等に向けた運営会議等の定期的な開催
- 外部専門研修への参加や資格取得の推進による職員の専門性の向上

第3-3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

【計画値（令和11年度）】 外来受診者数 34,000件  
 【計画値（令和11年度）】 リハビリテーション件数 25,000件

(2) 費用の節減

【計画値（令和11年度）】 後発医薬品の導入品目 70品目  
 【計画値（令和11年度）】 電気使用量 1,568.643kWh/月

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

【計画値（毎年度）】 経常収支比率 100%  
 【計画値（毎年度）】 流動比率 150%

第9-2 防災・防犯対策の推進

- 災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練の実施

【計画値（毎年度）】 大規模災害実働訓練（BCP訓練）、総合防災訓練、夜間想定防災訓練及び不審者対応防犯訓練の実施回数 各1回  
 【計画値（毎月）】 児童福祉施設（通園部）避難訓練の実施回数 1回

第9-4 職員の就労環境の整備

- 離職防止対策及び働き方改革の推進

第9-5 障害者差別解消の取組

- 障害を理由とする差別の解消を推進

第9-6 中長期的な視点での経営管理の強化

- 中長期的な視点による経営管理、財務内容の健全化

## 2. 中期計画における予算等について

### 1) 運営費交付金、共済費負担金 各年度計画額

(百万円)

	R7	R8	R9	R10	R11	第4期 計	第3期 計※	第4期-第3期
運営費交付金	1,207	998	998	1,043	1,055	5,301	4,483	818
共済費負担金	246	246	246	245	245	1,228	1,073	155
合計	1,453	1,244	1,244	1,288	1,300	6,529	5,556	973

※3期計はR2～R5の実績額+R6 予算額

### 2) 収支計画

(百万円)

	第3期※ (A)	第4期計画 (B)	B - A
収入	9,768	10,669	901
運営費交付金 (県予算)	4,483	5,301	818
医業収益	4,087	4,253	166
福祉収益等	958	1,080	122
その他収益	133	35	-98
積立金取崩	107	0	-107
支出	10,071	10,669	598
給与費	6,001	6,345	344
経費 (医薬材料費、設備費等)	3,114	3,107	-7
資産取得取扱支出	846	957	111
借入金返済支出	110	260	150
収入 - 支出	-303	0	303
共済費負担金 (県予算)	1,073	1,228	155

※3期はR2～R5の実績額+R6 予算額

### 3) 前年比 (県予算ベース)

(百万円)

	R6	R7	R7-R6	備考
①運営経費	627	784	157	物価高騰、給与費の増等の影響によるもの (3期計画比)
②借入金返済	0	260	260	コロナ等の影響による 資金収支不足の清算
③退職金	39	51	12	
④機器整備費	75	112	37	医療機械備品の更新等
⑤職員共済費	236	246	10	
計	<b>977</b>	<b>1,453</b>	<b>476</b>	

地方独立行政法人秋田県立療育機構中期目標・中期計画（案）

第4期中期目標	第4期中期計画（案）
<p>地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、平成22年4月1日の設立以降、「発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うこと」を基本理念に掲げながら、秋田県立医療療育センター（以下「療育センター」という。）を運営してきた。</p> <p>設立から平成26年度までの第1期中期目標の下では、療育を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな課題に適切に対応し、専門的で質の高い療育を提供した。</p> <p>平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標の下では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進や地域の療育体制への積極的な支援など、一層のきめ細かな療育の提供を実施してきた。</p> <p>令和2年度から令和6年度までの第3期中期目標の下では、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効率的で透明性の高い運営により、社会のニーズや新たな課題に対し、迅速かつ的確に対応し、必要とされる療育を提供してきた。</p> <p>令和7年度から令和11年度までの期間においては、新秋田元気創造プラン、第2次秋田県障害者計画、秋田県医療保健福祉計画等を踏まえ、障害のある子どもたちやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現のために必要とされる療育を引き続き提供するとともに、本県を取り巻く社会情勢等を踏まえ、合理的・効率的運営により経営の安定化に努め、安全で良質な医療・療育の提供機能を維持していく必要がある。</p> <p>このため、次のとおり第4期中期目標を定めることとし、本県の中核的療育機関として、地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、県民、利用者・家族から信頼される療育センターの運営を期待する。</p> <p>第1 中期目標の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 療育機構は、療育の提供を行うなど、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。</p>	<p>地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、第3期中期目標期間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）では、障害のある子どもやその家族が住み慣れた地域で、支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進に努め、一定の成果をあげたところである。</p> <p>一方、第3期中期目標期間は、その開始年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者数の減や感染対策による受入制限などにより、経営上、厳しい運営となった。</p> <p>第4期中期目標期間では、引き続き、地域の関係機関との連携を図りながら、利用者や家族の視点に立った質の高い療育や、総合相談、専門的な支援を必要とする障害児・者への支援を行うとともに、県の新秋田元気創造プラン、第2次秋田県障害者計画、秋田県医療保健福祉計画等を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、合理的・効率的運営により経営の安定化に努めながら、安全で良質な医療・療育の提供や県民・利用者・家族から信頼される施設づくりに取り組むものとする。</p> <p>そのため、ここに第4期中期計画を策定し、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効率的で透明性の高い運営に全力で取り組み、県から示された中期目標の達成を目指すこととする。</p> <p>第1 中期計画の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>

1 質の高い療育の提供

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心して信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療育サービスを提供すること。また、これに資する調査・研究に努めること。

1 質の高い療育の提供

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

① 各診療科連携による総合的な診断を行い、適切な医療を提供する。

ア 整形外科

運動障害や運動発達遅延をもつ肢体不自由を中心とした障害児に対し、運動機能の改善や向上のため、リハビリテーション、装具療法などによる保存的治療と手術による治療を行う。

また、発育性股関節形成不全、内反足、脊柱側弯症などの小児整形外科疾患の拠点病院としての役割を担う。

イ 小児科

小児期発症神経疾患の専門機関として適切な医療を提供するとともに、入所施設機能に加え、親子入院、検査や治療目的の一時的入院及び回復期病床としての入院の受け入れを行う。

また、脳機能障害児に対しニューロリハビリテーションの視点から診療を行い医療的ケアを必要とする在宅重症児者の全身管理と家族支援を行う。

さらに、発達障害児へ早期介入し、家族や集団での対応を支援する。

ウ 小児科メンタルヘルス

初診年齢が中学生までの子どもの行動発達の問題や心身医学の専門外来を行う。

エ 児童精神科

児童等の精神障害について、診療及び相談を行う。主に小学生から高校生までの子どもの発達の問題、行動の問題、精神疾患、その他の心の悩みに関する診療を行う。

オ 歯科

障害児・者の口腔衛生や機能の維持を図るため、口腔育成の視点から診療を行う。

また、意識下での歯科治療が困難な場合などには、静脈内鎮静法や全身麻酔を用いた治療を行う。

カ リハビリテーション科

理学療法、作業療法、言語聴覚療法では、発達の遅れや障害をもつ子どもに対し、

他の診療科や各部門と連携し、カンファレンスなどを通じ適切な評価と治療方針を決定し、発達の促進、障害の軽減のため、総合的なリハビリテーションを行う。

キ 耳鼻咽喉科、眼科

障害児の耳・鼻・のど及び眼など各専門領域の疾患の治療を行う。

難聴に対する検査では、脳波を検出する方法により、0歳児からの診断を行う。

計画値（令和11年度）

外来受診者数	34,000件
--------	---------

② 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助など適切な療育を提供する。

③ 児童発達支援センターの中核機能強化に努める。

ア 在宅の障害児に対して、運動、認知、言語、対人関係、身辺処理等の発達促進を図るため、発達段階や障害の状況に応じた集団保育、個別指導等による発達支援を行うとともに、家族に対しての専門的な指導や相談支援等を実施し、家族支援の充実を図る。

イ 保育所等を訪問し、家族や担当職員への助言や適切な支援を行うため、関係機関連携、保育所等訪問支援事業を実施する。

ウ 地域の乳幼児の療育に携わる関係者の資質向上を目的とした研修会を実施する。

計画値（毎年度）

地域療育のための研修会	1回
-------------	----

エ 地域の障害児の発達支援の入口として、相談機能体制の整備に向け関係機関との連携を図る。

④ 障害児等療育支援事業により、訪問療育指導、外来療育指導、療育技術指導等を実施する。

⑤ 在宅の重症心身障害者及びその保護者に対する支援として、送迎による通所を実施し、健康管理や生活指導、日常生活動作、運動機能訓練等を行うとともに、家庭での療育について保護者への指導を行う。

(2) 療育従事者の確保・育成

療育ニーズに対応し、高度で専門的な療育を安定的に提供するため、人材確保のための方策を検討・実施し、計画的な療育従事者の確保に努めること。

また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努めること。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを提供すること。

(4) より安心して信頼される療育の提供

医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心して信頼され

⑥ 在宅の障害児・者に対して家庭や関係機関との連携及び外来等を通して療育指導を行う。

また、家族に一時的な休息を提供するため、空床を利用した短期入所事業及び日中一時支援事業の受け入れ体制の拡充を図る。

⑦ リハビリテーションについては、病棟リハビリテーションや登校支援、食事支援を実施するとともに、障害児・者が地域で安心して生活できるよう、保育所等訪問事業などに取り組む。

計画値（令和11年度）

リハビリテーション件数	25,000件
-------------	---------

⑧ 成人期を迎える障害児の成長・発達に応じた成人期移行支援について、関係機関と連携して取り組む。

⑨ よりレベルの高い療育サービスの提供に資するため、専門的な調査・研究を行う。

(2) 療育従事者の確保・育成

計画的に療育従事者を確保するため、労働環境の改善を図るほか、ホームページの充実による効果的な情報発信、養成機関への訪問、就職説明会への参加に加え、インターンシップの受け入れ拡大などさらなる方策の検討・実施を行い人材確保に努める。

また、質の高い療育従事者を育成するため、各種団体や関連学会が主催する研修会等に積極的に参加させるとともに、療育機構内において伝達研修を実施するなど、専門知識の習得及び専門性の向上を図る。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の改善に取り組むとともに、すべての職員がそれぞれの役割に応じたホスピタリティーを実践できるよう、研修等を行う。

また、利用者の権利を尊重するとともに利用者中心の質の高い療育サービスを提供するため第三者機関等による評価を受審し、評価における指摘事項の改善に取り組む。

計画値（毎年度）

患者満足度調査実施回数	1回
-------------	----

(4) より安心して信頼される療育の提供

① 医療安全対策・院内感染対策に関する組織の強化とともに職員研修、担当職員

る療育を提供すること。

また、虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施に努めること。

## 2 地域療育への貢献

地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。

また、各種研修や支援に関する技術的な助言により、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ること。

## 3 ライフステージに応じた総合相談

教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。

の育成を推進する。

情報セキュリティ対策を総合的に実施し、利用者情報等の漏洩防止を徹底する。  
また、情報公開を適切に行うとともに、経営状況の公表により療育機構の運営の透明性を図る。

計画値（毎年度）

医療安全対策全体研修実施回数	2回
院内感染対策全体研修実施回数	2回

## ② 虐待防止対策

職員等による虐待の未然防止や虐待発生時の適切な対応のため、虐待防止委員会を通じて必要な措置を講ずる。

## 2 地域療育への貢献

(1) 地域の障害児等療育施設をはじめ、市町村、地域の福祉・教育機関等と療育に関する情報の共有などにより連携を強化し、地域の療育体制を支援する。

(2) 地域療育医療拠点施設及び他の医療機関の拡充と連携を強化する。

計画値（毎年度）

地域療育医療拠点施設との合同カンファレンス	3回
他機関とのカンファレンス	2回

(3) 地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣、療育従事者の養成機関からの実習・研修・見学等の受け入れ及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れを実施し、技術的な助言や知識の共有を図る。

(4) インクルージョンの理念の促進を図るため、ホームページを活用した療育情報の発信や、地域の療育関係者を対象とした講座等の開催、施設見学の受け入れ及び各種行事等へのボランティアの受け入れを行う。

## 3 ライフステージに応じた総合相談

(1) 家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談に教育機関等関係機関と連携しながら幅広く対応し、各種サービス情報の提供や利用までのバックアップを行う。

(2) 児童福祉法による通所サービスや障害者総合支援法によるサービス利用希望者を支援するため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成対応の充実を図る。

#### 4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターは秋田県における支援拠点として重要な役割を担っていることから、その機能をより一層充実させるとともに、地域における支援、積極的な情報発信に努めること。

#### 5 個人情報の適切な管理

医療・療育機関における個人情報は、その性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであることから、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、情報の性格及び重要性を十分認識し、不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、内部不正等、様々な脅威を想定した情報セキュリティ対策を実施するとともに、療育機関における個人情報取扱い要綱の遵守を徹底し、情報の適正な取扱いを図ること。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

療育機関は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

#### 1 効率的な運営体制の構築

療育の安定的な提供、経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

#### 4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

(1) 発達障害児・者に対する支援を行う拠点として、「秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田」を運営し、地域における発達障害児・者及びその家族等の課題に対し、センターの持つ専門性を発揮しながら、地域の関係機関との連携強化により、総合的な支援を行う。

(2) 発達障害の特性及び対処方法等について、県民や関係機関の理解の促進を図るため、普及啓発や研修会等を行う。

計画値（毎年度）

普及啓発事業・研修会の開催（ふきのとう秋田）	6回
------------------------	----

(3) 医療的ケア児の支援を行う拠点として、「秋田県医療的ケア児支援センターコラソン」を運営し、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の関係機関と連携し、総合的な支援を行う。

(4) 医療的ケア児の理解促進や支援者の養成のため、普及啓発や研修会等を行う。

計画値（毎年度）

普及啓発事業・研修会の開催（コラソン）	6回
---------------------	----

#### 5 個人情報の適切な管理

保有する個人情報の安全管理措置を適切に講じるため、各種サイバーセキュリティ対策基準を参考に適正な水準を確保するように努める。また、情報セキュリティポリシー及び情報システムBCPの見直しを随時に行うとともに、適切に教育、訓練を行い職員の情報リテラシー向上を図るなど、組織的な情報管理体制の強化に努める。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 効率的な運営体制の構築

##### (1) 管理体制の充実

療育機関の管理体制の充実を図るため、療育の安定的な提供や経営改革の推進に向け

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるとともに、施設経営の安定化を図るため、財務・会計知識及び経営知識に精通した事務部門の職員の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、収益向上のための方策を検討・実施するとともに、コスト及び財務状況を意識しながら、創意工夫により、費用の節減に努めること。

た理事会及び内部統制を推進するための役員会を定期的開催する。

(2) 効率的な業務運営の実現

P D C A サイクルによる業務改善についての意識付けを徹底するとともに、事業のチェック体制の強化に努め、効率的で適正な業務運営を図る。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

年齢構成を考慮しながら、計画的に職員を採用するとともに、施設経営の安定化を図るため、財務・会計知識及び経営知識に精通した人材を育成するため、施設経営に携わる職員の各種研修会等への参加や資格取得を積極的に推進する。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

利用者のニーズに対応したサービスの提供により収入の確保に努めるとともに、診療報酬等について、施設基準の適切な適用や新たな報酬加算の取得に取り組むなど、収益向上のための方策を検討・実施する。

計画値（令和11年度）

外来受診者数	34,000件
リハビリテーション件数	25,000件

(2) 費用の節減

予算執行の管理・審査体制の強化、多様な契約手法の活用や管理の徹底、医薬品・診療材料の在庫管理の徹底、後発医薬品への切り替えに努める。

また、運営会議や研修、職員情報共有システムの活用により、経営情報等を共有し、職員のコスト意識を徹底する。

計画値（令和11年度）

後発医薬品の導入品目	70品目
電気使用量	1,568,643キロワット時

第4 財務内容の改善に関する事項

一層の経営改革を進め、年度ごとに財務内容の検証・見直しを図り、運営費交付金の抑制に資すること。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行するとともに、年度ごとに財務内容の検証・見直しを図り、運営費交付金の抑制に資する。

1 予算（令和7年度～令和11年度） (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
医業収益	4, 2 5 3
福祉収益	1, 0 8 0
運営費交付金	5, 3 0 1
その他収益	3 5
計	1 0, 6 6 9
支出	
業務費	9, 1 6 1
人件費	6, 1 7 2
うち職員退職手当金	1 0 4
医薬材料費	9 2 6
委託費	1, 0 4 2
設備費	3 2 1
その他経費	7 0 0
一般管理費	2 9 1
人件費	1 7 3
その他経費	1 1 8
資産取得費	9 5 6
借入金返済支出	2 6 0
計	1 0, 6 6 8

【消費税等の取扱い】

上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。

【人件費の見積り】

期間中総額6, 3 4 5百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く）の額に相当するものである。

## 2 収支計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	11,443
医業収益	4,253
福祉収益	1,080
運営費交付金収益	5,301
雑益	809
資産見返戻入	774
その他の収益	35
支出の部	11,182
業務費	9,934
人件費	6,172
うち職員退職手当金	104
医薬材料費	926
委託費	1,042
設備費	321
減価償却費	773
その他経費	700
一般管理費	292
人件費	173
その他経費	119
資産取得費	956
純利益	261

3 資金計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	10,669
業務活動による収入	10,669
医療福祉サービスによる収入	5,333
運営費交付金による収入	5,301
うち職員退職手当金	104
その他の収入	35
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	10,668
業務活動による支出	9,452
投資活動による支出	956
財務活動による支出	260
次期中期目標期間への繰越金	1

（注）

予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの。

収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの。

資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの。

計画値（毎年度）

経常収支比率	100%以上
流動比率	150%以上

第5 その他業務運営に関する重要事項

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民に安心して信頼できる療育を継続して提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、必要性を十分に検討の上、計画的に実施すること。

2 防災・防犯対策の推進

近年、県内においても大雨災害等の大規模災害が発生していることから、災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練等を行い、平時からの備えにより一層努めること。

第5 短期借入金

1 限度額 300,000,000円

2 想定される短期借入金の発生事由  
運営費交付金の交付時期の遅れなどによる一時的な資金不足等への対応。

第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

中期計画期間における計画はない。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画期間における計画はない。

第8 剰余金の使途

決算において生じた剰余金は、施設整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する計画（令和7年度～令和11年度）

高度専門療育の充実のために必要な施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
	百万円	
医療機器等備品	956	運営費交付金

2 防災・防犯対策の推進

大規模災害を含めた災害等における利用者の安全安心を守り、防災・防犯の意識を高めるため、火災・地震などを想定した避難訓練や不審者に対応した防犯訓練を定期的実施する。

3 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。  
また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

4 職員の就労環境の整備

多様な勤務形態の導入などにより、職員にとって能力が発揮しやすく、働きやすい環境の整備に努めること。

5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も地域で安心して暮らしながら生きがいを持って生活することができる共生社会を実現するため、療育機構の基本理念である人権・人格の尊重に基づき、職員一人ひとりが積極的に職員対応要領を実践するとともに、療育関係者を対象とする研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努めること。

6 中長期的な視点での経営管理の強化

本県を取り巻く社会的情勢、今後の療育ニーズの見込み等を踏まえ、適切に経営状況の分析等を行い、社会的情勢の変化等が経営に与える影響を早期に把握し、必要に応じて対策を講じること。

また、県の療育拠点施設としての将来的なあり方を検討の上、中長期的な視点による経営管理を強化し、財務内容の健全化を図ること。

計画値（毎年度）

大規模災害実働訓練（BCP訓練）	1回
総合防災訓練	1回
夜間想定防災訓練	1回
児童福祉施設（通園部門）避難訓練	毎月
不審者に対応した防犯訓練	1回

3 人事に関する事項

療育ニーズの変化に対応しつつ、効率的な業務運営ができるよう職員の適切な配置に努めるとともに、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行う。

4 職員の就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに資するよう、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進するとともに、職員満足度調査を実施し、その結果を踏まえ離職防止対策も含めた必要な対応を行う。

また、医師の働き方改革を推進するため、労働時間の管理等の労務管理を適切に行う。

5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も地域で安心して暮らしながら生きがいを持って生活することができる共生社会を実現するため、療育機構職員対応要領に基づき、職員一人ひとりが、適切な対応に努めるとともに、研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努める。

6 中長期的な視点での経営管理の強化

社会的情勢の変化や療育ニーズの見込み等が経営に与える影響を早期に把握したうえで、理事会を通じて必要な対策を迅速に実施する。

また、将来のあり方検討会を設置し、県の療育拠点施設としての将来のあり方を検討の上、中長期的な視点による経営管理を強化し、財務内容の健全化を図る。

7 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間の繰越積立金はない。

# 秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要について

保健・疾病対策課

根拠法令：新型インフルエンザ等対策特別措置法

計画期間：令和7年度～12年度（6年間）

## 第1部 はじめに

### ➤ 改定の目的

新型コロナウイルス感染症対応における課題や政府行動計画等を踏まえ、感染拡大時の迅速な対応を可能とする体制の構築や、県民の安全・安心を確保するための取組の強化、新たな感染症に対する備えの一層の充実により、効果的な感染対策を講じる。

### ➤ 計画の概要

- ✓ 幅広い感染症に対応し、機動的に対策を切り替える（新型インフルエンザ、新型コロナ以外にも対応）  
対象感染症：① 新型インフルエンザ等感染症、② 指定感染症、③ 新感染症
- ✓ 対策を6項目から13項目に拡充

## 第2部 基本的な方針

### ➤ 目的と基本的な戦略

- ✓ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- ✓ 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

### ➤ 基本的な考え方

- ✓ 対策項目毎に3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の記載を充実
  - ・ 準備期 発生前の段階
  - ・ 初動期 世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
  - ・ 対応期 対策本部が設置された段階

### ➤ 社会全体で取り組む対策の重要性

- ✓ 医療対応以外の対策（不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等）と医療対応を組み合わせる

### ➤ 留意事項

- ✓ 社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切替え
- ✓ 関係機関相互の連携協力の確保
- ✓ 基本的人権の尊重
- ✓ 高齢者施設や障害者施設等における対応 等

### ➤ 実効性を確保するための取組等

- ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ✓ 定期的なフォローアップと必要な見直し 等

## 第3部 各対策項目の考え方及び取組(対策13項目)

### ①実施体制

準備期: 実践的訓練、国・市町村等との連携強化  
初動期: 対策本部の設置  
対応期: 情報の継続的な共有、県による総合調整

### ②情報収集・分析 ③サーベイランス

準備期: 平時に行う情報収集・分析、DXの推進  
初動期: 有事のサーベイランスの開始  
対応期: 収集した情報を踏まえた対策の実施

### ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期: 週報公表、コールセンター設置準備  
初動期: } 迅速かつ体系的な情報提供・共有、  
対応期: } 偏見・差別等への対応

### ⑤水際対策

準備期: 検疫所への協力、訓練による連携強化  
初動期: } 検疫所等との情報共有  
対応期: }

### ⑥まん延防止

準備期: 基本的な感染対策の普及  
初動期: 患者・濃厚接触者への対応の確認  
対応期: 発生状況・重症化率等に基づいた対策、  
緊急事態宣言等の検討

### ⑦ワクチン

準備期: 予防接種への理解を深める情報提供  
初動期: 接種体制の構築  
対応期: 接種開始、健康被害救済

### ⑧医療

準備期: 医療機関との医療措置協定締結、研修・訓練、施設・設備整備  
初動期: 医療提供体制の確保、相談センター整備  
対応期: 医療措置協定に基づく入院・外来等の確保、  
柔軟かつ機動的な対応

### ⑨治療薬・治療法

準備期: 研究開発への協力  
初動期: 医療機関等への情報提供  
対応期: 治療薬の流通管理

### ⑩検査

準備期: 検査体制の維持  
初動期: 検査方法の確立、検査体制の早期整備  
対応期: 検査体制の拡充

### ⑪保健

準備期: 研修・訓練の実施、多様な主体との連携体制の構築  
初動期: 有事体制への移行準備  
対応期: 相談対応、調査、入院調整、健康観察等の実施

### ⑫物資

準備期: 感染症対策物資の備蓄  
初動期: 備蓄状況の確認、供給準備  
対応期: 需給状況の確認、売渡し要請

### ⑬県民生活・県民経済

準備期: 業務継続計画の策定、衛生用品の備蓄等の勧奨  
初動期: 事業継続に向けた準備等の要請  
対応期: 県民生活及び社会経済活動の安定の確保を  
対象とした対応

# 南部老人福祉総合エリア養護老人ホームの廃止について

長寿社会課

## 1 概要

秋田県社会福祉事業団は、南部エリア内の県が所有する建物を使用し、養護老人ホームを運営してきたが、利用者が減少し今後の回復も見込めないことから、令和8年3月以降の然るべき時期を目処に、これを廃止することとしている。

### <養護老人ホームの概要>

設立：昭和63年（1999年）

整備費用：4.5億円

設置運営：（福）秋田県社会福祉事業団

定員：50人

入居者数：38人（令和7年1月時点）

※県から建物の無償貸与を受け運営。

## 2 利用状況

横手市による措置が減少したこと等により利用者数が年々減少し、定員を大幅に下回る状態となっている。

## 3 廃止に向けた課題

### （1）利用者の転居

利用者の円滑な転居が図られるよう、事業団が適切に対応することとしている。

### （2）従業員の雇用

事業団は、従業員の雇用維持に向け、他の施設への異動などについて、適切に対応することとしている。

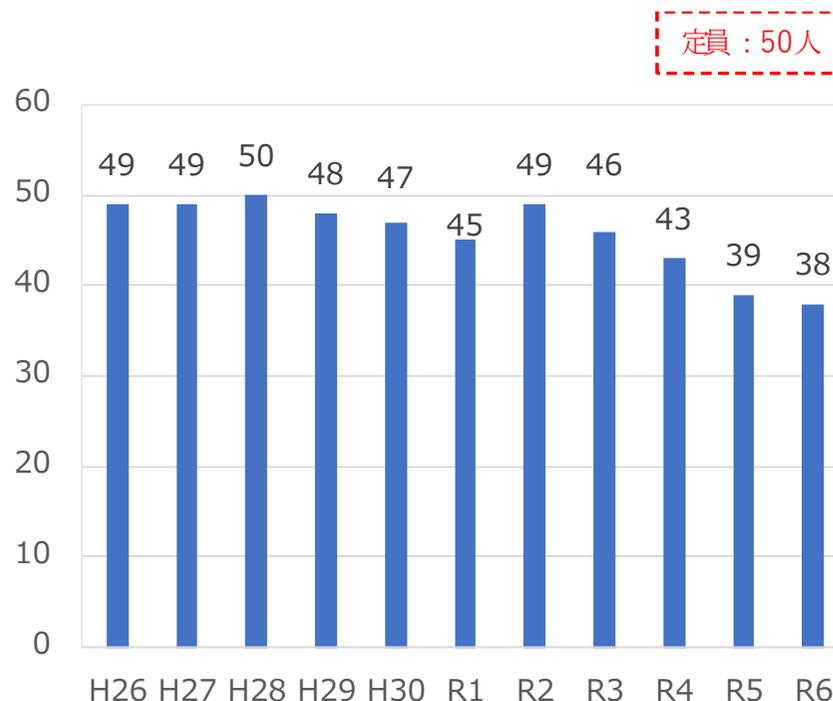
### （3）施設の利活用

事業団、横手市等と協議のうえ、施設の利活用に向けた調査を行う。

## 4 今後のスケジュール

実施内容/年月	2025(R7)年度												
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者及び家族への説明	■	■											
職員への説明	■	■											
転居先との調整			■	■	■								
転居期間（入居者、職員）						■	■	■	■	■	■	■	■

### 【参考】養護老人ホームの利用者数の推移



**1 施設整備検討会の設置目的**

秋田県心身障害者コロニーでは、入所者の高齢化や障害の重度化が進む中、安定的で継続した障害支援サービスの提供を行う上で、様々な課題へ対応していく必要があり、令和5年度にあり方検討会を設置し、様々な視点から検討を行った。

あり方検討会の報告書を踏まえ、令和6年度は施設整備の方向性等について検討を行うため施設整備検討会を設置する。

**2 施設概要**

- ・開設 昭和46年5月  
(由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地2)  
平成4～11年全面改築
- ・定員 施設入所支援340人、生活介護350人、  
就労継続支援B型60人、短期入所5人
- ・面積 敷地 1,139,211㎡  
建物(延床面積) 34,470㎡  
(うち居住棟7棟 19,019㎡)
- ・運営 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団(施設は  
県無償貸付(R3.4年～R8.3月)、5年  
ごとの更新)

**3 課題**

- ・施設・設備の老朽化により、大規模修繕を行っていく必要がある。
- ・強度行動障害を有する者をはじめ、重度障害者や高齢障害者に対する支援体制の充実を図っていく必要がある。
- ・市街地から遠い立地状況に伴い、交通インフラや冬季の除雪、緊急・災害時対応などに管理が必要である。

- ・入所利用者の地域医療の利便性や地域活動への参加に支障があるほか、施設職員の確保が難しい状況が続いている。

**4 検討状況****(1) 検討経緯**

令和6年

5月 秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会設置

7月～検討会を5回開催し、次の内容について検討等を行った。

- ・整備方針、役割・機能
- ・整備内容・規模
- ・建物の構成、各諸室等の構成
- ・整備手法、整備候補地域

令和7年

2月 2月議会(福祉環境委員会)で検討状況を報告

3月予定 報告書(成案)

**(2) 検討結果(報告書案の概要)****①施設整備の方向性**

<基本的な考え方>

利用者へより良い環境を提供するとともに、県内の知的障害者支援の中核的施設としての役割を担う。

<基本方針>

- ・現利用者の入所を維持
- ・施設利用者の自立生活を支援
- ・高齢化・重度化へ対応
- ・社会資源等との連携

### <整備方針>

- ・再編整備に当たっては、現在の施設を市街地へ移転改築することとし、利用者の利便性やプライバシーに配慮するとともに、入所利用者の高齢化や障害の重度化に対応するほか、強度行動障害を有する者も安心して生活できる施設を目指す。
- ・県内の重度障害者に対応するよう、中核的な役割や先進的・モデル的な機能を有する施設整備を目指す。

### ②求められる役割・機能

- ・重度障害者のセーフティネット  
(施設入所支援機能)
- ・他の障害者支援施設のバックアップ  
(地域生活支援拠点等機能)
- ・社会資源のコーディネート  
(重度障害者支援の技術支援拠点等機能)

### ③施設整備の概要

#### <施設の内容>

- ・医療的ケア等を必要とする最重度障害者や重度の強度行動障害を有する者等に対応できる複数の施設を検討する。
- ・施設はユニット形式とし、1ユニット当たり10人程度が望ましい。
- ・支援員の負担軽減と入所利用者の生活の質の向上を図るために、ICT機器や介護ロボット機器などデジタル技術の導入を検討する。

#### <整備候補地域の検討>

現在の入所利用者の出身市町村や社会資源等（主に医療機関）との連携、施設職員の雇用の維持と確保、県内の障害者支援施設の配置バランス等を考慮し、整備候補地域としては由利本荘圏域及び秋田市周辺の市街地が考えられる。

秋田県心身障害者コロニー施設案内図

